

子ども・子育て支援新制度って

保育は子育で支援はどうなるの

2015年4月から、新たに「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)が実施されようとしています。2014年9月までには、実施主体である市町村を中心に、さまざまな事項が決定される予定です。新制度はこれまでの保育制度を大きく変えるものです。よりよい制度の実現を求めて声をあげていきましょう。

市町村の責任が後退 待機児童は解消できるの?

新制度では、保育所だけは市町村の責任で保育が行われます(児童福祉法24条1項)。しかし、保育所以外の施設には、市町村は責任を負わず、個人と施設の契約に委ねられる(24条2項)ため、施設や事業によって保育を受ける権

利が保障されない可能性があり、待機児童の解消は難しくなります。

児童福祉法24条 「項には市町村の 責任があるのよ! で保育をうける 権利が、三 1項 人

辻き寝入りしないて" 一緒に声をあげよう!!



国と市町村の青147"待機児童を解消にへ!



24条1項に基づく認可保育所の増設、 保育所を基本に保育所以外の施設の 底上げを求めています。



多様な施設にバラバラな基準

補助金の対象となる施設・事業が増え、保育所、幼稚園、認定こども園の他、小規模保育、家庭的保育などが新たに対象となります。しかし、それぞれの施設・事業によって基準はバラバラに設定されてしまいます。

どの施設に入っても、現行の保育所 最低基準以上の条件が保障される よう求めています。

認定制度の導入 子どもの生活がバラバラに !

保護者の就労状況をもとに、子どもの保育時間の 上限が決められてしまいます。これまでよりも保育 時間が短くされる、子どもの登降園時間がバラバラ

になるなどの問題が起こる危険性があります。

促夸咕朗

保育時間の認定は、現状の 8時間以上が保障される よう求めています。

